

平成31年第1回滝川市議会定例会（第16日目）

平成31年 3月19日（火）

午後 0時58分 開 議

午後 1時50分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 議案第32号 損害賠償額の決定について
- 日程第 5 議案第33号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 報告第 1号 監査報告について
報告第 2号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 7 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する要望意見書
意見書案第2号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める要望意見書
意見書案第3号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める要望意見書
- 日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君

会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君
市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君
保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
建 設 部 長	山 崎 智 弘 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君
企 画 課 長	稲 井 健 二 君

総 務 部 長	中 島 純 一 君
市 民 生 活 部 次 長	浦 川 学 央 君
産 業 振 興 部 長	長 瀬 文 敬 君
市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君
教 育 部 指 導 参 事	栗 井 康 裕 君
総 務 課 長	深 村 栄 司 君
財 政 課 長	堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君
書 記	池 田 茂 喜 君

書 記	村 井 理 君
-----	---------

開議 午後 0時58分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田村議員、井上議員を指名いたします。

◎日程第2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第2、第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局書記 第1予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。
事務局書記朗読する。（記載省略）

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。柴田委員長。

○第1予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案11件につきましては、3月13日から18日までの4日間にわたり特別委員会を開催し、延べ86名の委員から213問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決の結果、議案第1号につきましては清水委員から修正案が提出されましたが、修正案は否とすべきものと決定し、原案は賛成多数、議案第14号及び第15号、議案第17号、議案第20号、議案第22号から第28号までの11件につきましては全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定しました。

なお、討論の際に会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚くお礼を申し上げ、補足説明といたします。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、直ちに討論に入ります。

この場合、第1予算審査特別委員長の報告のうち、議案第22号は議員の除斥対象議案のため、先に議案第1号並びに議案第22号を除く予算関連議案の討論及び採決を行った後、残りの議案第22号の討論及び採決を行いたいと思います。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号並びに議案第22号を除く予算関連議案の討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第1号、滝川市一般会計予算を否とし、関連議案全てを可とする立場で討論を行います。

なお、第1予算特別委員会で討論を終えておりますので、反対する部分についてのみ述べます。日本共産党は、第1予算特別委員会で議案第1号、一般会計予算に修正案を提出いたしました。それは、給食材料の価格上昇に伴う財源手当て1,121万9,000円を保護者に対する学校給食費の値上げではなく繰越金に振りかえるものです。学校給食費については、段階的無料化もされず、8年が経過しました。市長は、やりたい思い、課題、じくじたる思いなどと述べながら、財政を理由に目標年次を示さず、先送りしています。しかし、公約を継続していることも事実です。しかし、十年一昔と言いますから、市民への説明責任を果たす必要があります。ところが、今回は無償化どころか値上げです。修正案に反対した会派は、材料費が上がることにに対する対応は公約と区別すべきではないか、あるいは市長公約はあるが、給食費の保護者負担の原則を崩すことを議会で確認していないのではないかなどと述べられました。そういう理由で公約違反ではなく、正当な値上げだというふうにされました。これらの考え方が、実際に負担増になる子育て世帯はおかしいと言っているのです。政治家は、公約に対し、有権者に対し誠実であることが求められます。市長は、予算委員会の閉会の挨拶で、修正案を重く受けとめますと述べました。ぜひ早急に計画を示していただきたいと思います。

予算委員会に修正案を提出し、質疑、答弁の上、否決されましたので、本会議で修正案を出すことはいたしません。しかし、以上のような理由で給食費の値上げは認めることができず、第1号の一般会計予算に反対するものです。

以上、討論といたします。

○議長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて議案第1号並びに議案第22号を除く予算関連議案の討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号について起立により採決をいたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第14号及び第15号、議案第17号、議案第20号、議案第23号から第28号までの10件について一括採決いたします。

本件をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号及び第15号、議案第17号、議案第20号、議案第23号から第28号までの10件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第1予算審査特別委員長の報告のうち、議案第22号の討論に入ります。

この場合、地方自治法第117条の規定により田村議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席されておりますので、このまま会議を続行いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて議案第22号の討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、議案第22号について採決いたします。

本件を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第3、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局書記 第2予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。

事務局書記朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。小野委員長。

○第2予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号までの7件及び予算関連議案2件につきましては、3月13日から15日までの3日間にわたり特別委員会を開催し、会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ45名の委員から58問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決の結果、議案第6号については賛成多数、議案第2号から第5号、第7号、第8号、第18号及び第21号の8件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定したところであります。

なお、討論の際に会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆様に厚く御礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。館内議員。

○館内議員 私は、日本共産党を代表し、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第6号、平成31年度土地区画整理事業特別会計を否とする立場で討論を行います。

なお、第2予算審査特別委員会で討論を終えておりますので、反対する部分のみについて述べさせていただきます。土地区画整理事業特別会計について、既に工事が進み、道路についてはこの秋ごろには完成の見込みと聞いておりますが、将来にわたる道路管理について安定した維持ができるのか疑問であること、ここを反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第6号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第2号から第5号まで、議案第7号及び第8号、議案第18号及び第21号の8件について一括採決いたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第5号まで、議案第7号及び第8号、議案第18号及び第21号の8件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第32号 損害賠償額の決定について

○議長 日程第4、議案第32号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第32号 損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

車両損傷事故に伴う損害賠償額を次のとおり決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を得る必要があることから、提案するものでございます。

事故発生は、平成31年2月13日午後3時40分ごろ。滝川市北滝の川452番地先にて健康づくり課職員が特定健診用務のため公用車両にて走行中、市道西6丁目通り線と市道西第1授業場通り線の交差点に東に向かって進入した際、南方向に走行していた相手方車両の前面部に公用車両の左側面部が衝突し、損害を与えたものでございます。損害賠償額51万8,590円につきましては、相手方車両等の物損でございます。損害賠償額は、全国市有物件共済会により補填となる予定でございます。

このような事故を起こし、相手方に多大なご迷惑をかけ、心からおわび申し上げますとともに、市民の皆様に深くおわび申し上げます。交通事故につきましては、より一層注意を促すとともに、安全運転の徹底に努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 今回のこの事故の責任割合は何対何だったか。また、市側が仮に大きいとすれば、例えば一時停止をしなかったとか、そういう事故原因についても伺いたいします。また、人身事故だったかどうか。

以上3点をお伺いいたします。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 責任割合につきましては9対1、市側が9でございます。人身事故等については、今のところ傷病等、けがは発生しておりません。また、発生原因につきましては、進行方向に雪山がございましたので、そこで完璧に一時停止をして、確実に走行車両がないことを確認して出ることを怠ったということになります。

(何事か言う声あり)

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 申しわけありません。

責任割合については8対2でございました。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は可決されました。

◎日程第5 議案第33号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第5、議案第33号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 議案第33号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

昨年10月の臨時会において、現行18名の議員定数を2名削減し、来期からは議員定数が16名となりました。人口減少や議員のなり手不足等による議員定数の削減は、周辺自治体ばかりではなく、全国の地方議会においても大きな問題となっているところであります。しかしながら、このような状況を理由に滝川市議会の今後の活動が衰退することは許されません。これからの滝川市議会がこれまで以上に積極的で精力的な活動を行うことで市民の皆様からのご期待に応え、信頼を得ることが必要であります。これが結果として議会に対する市民の皆様の大きな期待や関心へつながるものと考えております。

今回の提案は、これまで18名の議員がおのの一つの常任委員会に所属し、定数6名の常任委員会を3委員会の編成で行っていましたが、来期、平成31年4月30日以降の常任委員会の体制を変え、16名の議員のうち、議長を除く15名の議員が2つの常任委員会に所属をして定数10名の常任委員会を3委員会の編成で行うというもので、より多様化し、複雑化する市政についてこれまでより以上に多くの委員で審査、調査することでさらに精力的な委員会活動へとつなげようとするものであります。昨年11月の議長諮問により、議会運営委員会の協議を経て、全会一致をもって提案することを決定したところであります。

改正内容については、第2条第1項各号中、総務文教常任委員会、厚生常任委員会、経済建設常任委員会の各定数を「6人」から「10人」にし、同条第2項中「議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする」を「議長を除く議員は、2の常任委員となるものとする」に改めるものであります。

附則において、この条例の施行期日を平成３１年４月３０日としたいとするものであります。

以上で議案第３３号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例の説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 お諮りいたします。

本案については滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものですので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第３３号は可決されました。

◎日程第６ 報告第１号 監査報告について

報告第２号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第６、報告第１号 監査報告について、報告第２号 例月現金出納検査報告についての２件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第１号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。

最初の報告ですが、監査の対象は建設部の土木課、都市計画課、建築住宅課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成２９年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、道路占用関係では占用工事等着手（完了）届等の書類の不備が見られ、公印関係では契約事務及び行政財産の使用許可において公印押印、承認印の漏れが見られ、これらについては関係規程等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、工事監査報告ですが、監査対象工事については建設部所管の平成３０年度執行の工事のうち、記載の７本の工事を対象に実施いたしました。

監査の期間と監査の主眼及び方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行、管理されていると認められますが、軽易な事項については監査の過程においてその都度直接担当者に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、内容は省略いたします。

以上で報告第1号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第2号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成30年10月分から12月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査の期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。軽易な事項については検査の過程においてその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、内容は省略いたします。

以上で報告第2号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 定期監査報告書の建設部のほうについて、ただいまの監査委員の監査結果説明の中で着手あるいは完了の届出書の不備があったというご説明だったと思うのですが、着手あるいは完了届そのものが出されていなかったということなのか、それとも出されてはいたが、その内容に不備があったということなのかお尋ねをいたします。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長 ただいまのご質問でございますが、こちらの占用工事の届け出なのですが、出されていなかったものが一部見られたということと、その際に同届け出において完了時に添付されるべき写真が提出されていないものが見受けられたということから、指導したところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、工事をするときに道路とかを占用するという、たとえそれが1日の仕事であったとしても占用許可の届け出を出すことは当然の話でありまして、その工事が終わって、所管がそれに気づかないで書類が残っていたと。それが定期監査で見つかったということは、私は重大だというふうに思うのです。こういうことが、私はここで原因を聞くまではしません。しかし、こういったことを軽視するということが起き始めているとしたら、それはやはり改善をしなければならないというふうに思います。原因について詳しく聞くものではございませんが、こういったことがこれ以上傷口が広がらないような対策が必要だというふうに思いますが、お考えを伺います。これは誰に答弁していただくのかはちょっとわかりませんが、監査委員なのか、所管なのか、よ

くわかりませんが、市長部局ですから、市としてどのような対応をされていくのかお伺いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 道路の占用の関係につきましては、窓口で占用を受ける者と詳しく打ち合わせをしながら最終的に許可を出しています。ただ、結果として今回監査のほうから指摘がありましたように、最終的に書類関係が不備であったというところにつきましては、清水議員の言うとおり、ちゃんとしなければいけない部分と考えてございますので、しっかりこれから業者のほうには指導していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解願います。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

- ◎日程第7 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する要望意見書
意見書案第2号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める要望意見書
意見書案第3号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める要望意見書

○議 長 日程第7、意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する要望意見書、意見書案第2号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める要望意見書、意見書案第3号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める要望意見書の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案3件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第2号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、外務大臣であります。

意見書案第3号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案さ

れたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。
これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本件をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第3号の3件は、いずれも可決されました。

◎日程第8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

ここで帰任職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時45分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 本定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただきまして一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

3月4日に開会されました本定例会でございますが、本日までの16日間、提出させていただきました各議案に対しまして議員各位に精力的、積極的にご審査をいただきました。改めて感謝、お礼を申し上げたいと思います。予算関連につきましては、予算委員会を設置し、それらをいずれも可としてご認定いただいたわけでございます。それに関してもお礼を申し上げる次第でございます。

地方創生等、厳しい時代でございます。人口減少、超高齢化、そして財政健全化、厳しい中においての骨格予算でございました。これらの執行に当たっては、今後しっかりと皆様方のご意見を参考にしながら進める所存でございますので、ぜひともよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、本定例会は今期最後の議会でもございます。4年間を振り返り、お礼を申し上げたいと思う次第でございますが、時間の長さというのはいろいろあるわけでございますが、大変短い期間だったというふうに思う次第でございます。先ほど来申し上げておりました、この難局のときでございます。理事者サイドといたしましては、チーム滝川一丸となってこの難局を乗り切ろうという形で進めてきたわけでございます。わずかながらでも進めることができたとお認めいただけるならば、これは幸いと思う次第でもございますし、そういうふうに進められたことも本日ご出席の議員各位のいろいろなご指導のたまものと思っている次第でございます。二代表制の中でございます。こちらチーム滝川1つでございますが、市議会の皆さん方も意見の相違はあるにせよ、滝川市議会、チーム市議会という形で一致団結してご支援を賜ったと思う次第でもございます。改めてこの4年間に對しまして心からの感謝とお礼を申し上げたいと思う次第でございます。

今期をもって退任される議員もいらっしゃるわけでございますが、これまでの滝川市に対するご貢献に改めて感謝とお礼を申し上げる次第でもございます。今後立場を別にしながらも、滝川市のためにお力をいただきますことを心からお願い申し上げたいと思います。

以上を申し上げまして今定例会、そして今期最後の議会でのお礼のご挨拶とします。大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長 今定例会並びに今任期4年間の最後に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

まずは、今任期4年間、そしてまた今定例会におかれましても、議員の皆様、そして市長を初めとする理事者、職員の皆様方におかれましては精力的にご議論をいただきましたことに心より感謝と敬意を表するところでございます。そしてまた、この4年間、定例会ごとに傍聴席に足をお運びいただきました市民の皆様方、そして地域の皆様方並びにインターネット中継を拝見いただいた皆様方に対しましても心より感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。この4年間を振り返りますと、本間総合戦略特別委員長のもとで子育て団体との懇談、そして関藤総務文教常任委員長のもとで町連協の皆様との懇談、そして議会のあり方ということで青年団体の皆様方との懇談、そして滝川高校の間口減ということに端を発し、意見書の採択の後の道教委との懇談ということで、この4年間は直接団体の皆様方と懇談、協議をさせていただく機会がございました。大変有意義な取り組みであったというふうに私は理解をしております。今後にもぜひ生かしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

今期で勇退されます議員の皆様方におかれましては、これまでのご活躍に心より敬意を表しますとともに、今後とも市政に対しましてそれぞれのお立場でご指導、ご助言をいただきますよう心よりお願いを申し上げる次第でございます。

結びになりますけれども、４年間皆様方にお世話になりましたことに対しまして改めて御礼を申し上げます。今定例会閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成３１年第１回滝川市議会定例会を閉会いたします。

４年間お疲れさまでした。

閉会 午後 １時５０分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員